告示

○宮内庁告示第三号

天皇皇后両陛下は、東日本大震災復興状況を御視察のため、三月十六日から同月十八日まで福島県及び宮城県へ行幸啓になる。

平成二十八年三月三日

宮内庁長官　風岡　典之

○消費者庁告示第六号

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）を実施するため、同法第二十八条第一項又は第二項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書を次のとおり定める。

平成二十八年三月三日

消費者庁長官　板東久美子

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第28条第１項又は第２項の規定により立入検査をする職員証明書

この証明書を携帯する職員は、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第28条第１項又は第２項の規定により立入検査をする権限を有する者であることを証する。

所属	
氏名	
交付	年　月　日
有効期間	年　月　日

第　号

消　費　者　庁　　印

備考　大きさは、縦６センチメートル、横９センチメートルとする。

○法務省告示第百二十六号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年三月三日

法務大臣　岩城　光英

認証紛争解決事業者の名称及び住所

佐賀県司法書士会

佐賀県佐賀市川原町二番三十六号

認証年月日

平成二十八年二月十五日

○法務省告示第百二十七号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年三月三日

法務大臣　岩城　光英

認証紛争解決事業者の名称及び住所

佐賀県社会保険労務士会

佐賀県佐賀市川原町八番二十七号

認証年月日

平成二十八年二月十六日

○法務省告示第百二十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三日

法務大臣　岩城　光英

第二号ハの表高井工業の項中「高井工業」を「株式会社高井工業」に、「群馬県伊勢崎市南千木町千六百五十一―三」を「群馬県高崎市井出町四百十七番地一」に改め、大和工業の項中「大和工業」を「株式会社大和工業」に、「群馬県伊勢崎市連取町二千三百五十三―三」を「群馬県伊勢崎市山王町六百七十八番地」に改め、尾島外壁の項中「尾島外壁」を「株式会社ウォレスト」に、「埼玉県さいたま市南区内谷三丁目九―十五レーベンハイム武蔵浦和二百四」を「埼玉県さいたま市南区内谷三丁目十二番十四号」に改める。

○法務省告示第百二十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百九十六号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三日

法務大臣　岩城　光英

第二号中「平成二十五年二月十三日」を「平成二十八年三月三日」に改める。

○文部科学省告示第四十二号

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）第五条第一項の規定に基づき、平成二十八年度における教科書展示会の開始の時期及び期間を次のとおり指示するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月三日

文部科学大臣　馳　浩

一　教科書展示会の開始の時期　平成二十八年六月十七日

二　教科書展示会の期間　十四日間

○文部科学省告示第四十三号

平成二十八年度高等学校卒業程度認定試験の施行期日、場所及び出願の期限等について、高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）第二条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三日

文部科学大臣　馳　浩

一　施行期日

第一回	平成二十八年八月三日及び四日
第二回	平成二十八年十一月五日及び六日

二　場所

第一回	（都道府県）	（試験場となる施設の名称）
	北海道	会議・研修施設ＡＣＵ
	青森県	青森県立北斗高等学校
	岩手県	マリオス
	宮城県	東京エレクトロンホール宮城
	秋田県	秋田県立秋田明徳館高等学校
	山形県	山形県立霞城学園高等学校
	福島県	杉妻会館
	茨城県	茨城県立青少年会館
	栃木県	とちぎ男女共同参画センター（パルティ）
	群馬県	群馬県生涯学習センター
	埼玉県	埼玉県県民活動総合センター
	千葉県	千葉敬愛短期大学
	東京都	明治大学　和泉校舎
	神奈川県	青山学院大学　相模原キャンパス
	新潟県	朱鷺メッセ　新潟コンベンションセンター
	富山県	富山県農協会館
	石川県	石川県地場産業振興センター
	福井県	福井県生活学習館
	山梨県	山梨県立男女共同参画推進センター（ぴゅあ総合）
	長野県	Ｍウイング
	岐阜県	朝日大学

第二回	（都道府県）	（試験場となる施設の位置）
	北海道	札幌市中央区北四条西五丁目
	青森県	青森市松原二丁目一番二四号
	岩手県	盛岡市盛岡駅西通二丁目九番一号
	宮城県	仙台市青葉区国分町三丁目三番七号
	秋田県	秋田市中通二丁目一番五一号
	山形県	山形市城南町一丁目一番一号
	福島県	福島市杉妻町三番四五号
	茨城県	水戸市緑町一丁目一番一八号
	栃木県	宇都宮市野沢町四番地一
	群馬県	前橋市文京町二丁目二〇番二二号
	埼玉県	北足立郡伊奈町内宿台六丁目二六番地
	千葉県	佐倉市山王一丁目九番地
	東京都	杉並区永福一丁目九番一号
	神奈川県	相模原市中央区淵野辺五丁目一〇番地一
	新潟県	新潟市中央区万代島六番一号
	富山県	富山市新総曲輪二番二一号
	石川県	金沢市鞍月二丁目一番地
	福井県	福井市下六条町一四番一号
	山梨県	甲府市朝気一丁目二番二号
	長野県	松本市中央一丁目一八番一号
	岐阜県	瑞穂市穂積一八五一番地一